

●医療情報取得加算に関する掲示

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報・特定検診情報、その他必要な情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

上記の体制により、令和6年6月より医療情報取得加算として、以下の点数を算定します。

マイナ保険証を利用しない場合（マイナ保険証を利用されても、診療情報提供に同意されない場合も含みます）

初診時 1点

再診時 1点（3月に1回）

●明細書発行体制等加算について

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

●一般名処方加算について

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。そのなかで、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方せんに記載することです。

令和6年10月より長期収載品について医療上の必要があると認められない場合に、患者の希望を踏まえ処方等をした場合は選定療養（一部保険適用外）になります。

●医療DX推進体制整備加算について

当院では以下の通り医療DX推進の体制を整備し活用しております。

- ① オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ② オンライン資格確認により取得した診療情報等を、医師が診療を実施する診察室等において活用し、質の高い診療を実施できるよう努めています。
- ③ マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ④ 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを準備中です。

●当院に勤務している看護職員数

当院における看護職員は 15 名です。

●生活習慣病管理料Ⅱを算定する方

当院では患者様の状態に応じ、28 日以上 of 長期の処方を行うこと、またはリフィル処方せんを発行することが可能です。ただし長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは、病状に応じて担当医が判断致します。